



ガルデルマ サプライヤー行動規範

ガルデルマ サプライヤー行動規範

序文

ガルデルマ株式会社が掲げる目標は、皮膚科疾患に悩む人々と皮膚科医のニーズを満たすことに特化した、最も有能で成功しているイノベーション志向の企業として認知されることです。

上記目標には、当社が研究および技術革新を促進し、高品質な製品の製造、流通、販促に責任を持ち、医療従事者および患者様が当社製品の適切な使用に関する情報および研修が受けられるよう徹底するというコミットメントが込められています。

患者様や医療従事者の方々は、当社のビジネスに関わるすべての人、パートナー、サプライヤーに同様の姿勢を期待しています。ガルデルマ倫理規定は、業務遂行にあたっての当社の価値観および指針を定めたものです。サプライヤー行動規範（「行動規範」）としてサプライヤー、その従業員、代理業者および下請業者（「サプライヤー」）がガルデルマのために業務遂行をする際に遵守すべき基準（下記I-VIII）を規定することにより、当社は企業業務指針(Corporate Business Principie)を施行することができます。サプライヤーは自社の従業員、代理業者および下請業者に対し、本規定を伝達し、行動規範に従って彼らを訓練する責務を負います。

行動規範を受諾することで、サプライヤーは、ガルデルマとの間のすべての既存契約および将来の契約または取引関係が、ここに記載される規定を確実に遵守していることを誓約します。

I. 誠実な事業活動

関係法令の遵守

サプライヤーは、適用されるすべての法律および規制を遵守しなければなりません。

不正報酬

すべての活動において、サプライヤーは決して、直接または仲介者を通じて、第三者（公務員または私人を問わず）から取引または事業上有利な取扱いを受け、または維持するために、いかなる個人的または不正な報酬も提供または約束してはなりません。またサプライヤーは、何らかの優遇の見返りとして第三者からいかなる報酬も受け取ってはなりません。

II. 環境

サプライヤーは、業務遂行にあたって環境を尊重し、製品またはサービスが製造または提供される国において適用されるすべての法令を確実に遵守するものとします。

サプライヤーは、天然資源（水および非再生可能資源）保存のため、最大限の努力を払って、事業活動において生成される排出源を削減または排除します。また、有害物質の使用を回避または最小限に抑え、可能な場合には、廃棄物のリサイクルや再利用を促進するものとします。

III. 労働基準

囚人労働および強制労働

サプライヤーは、いかなる状況においても、強制労働を利用、または他の方法でその利益を得てはなりません。同様に、年季強制労働の形での労働も禁止されており、規律や統制の方法として、体罰、監禁、暴力の脅威その他の形態での嫌がらせや虐待を利用することも同様に禁じられています。サプライヤーは、無給または年季強制労働者によって作業を行わせる工場または生産設備を利用してはなりません。また、サプライヤーは、製品の製造のため、そのような実務を行ったりそのような施設を利用している下請け業者と契約してはなりません。

児童労働

児童の権利に関する国際条約（32条）およびOIT条約（138条および182条）で参照される通り、児童労働は子供を危険に晒し、学校教育に支障をきたし、または児童の物理的、知能的、精神的、道徳的または社会的成長に悪影響を与えるため、サプライヤーによる児童労働の利用は厳格に禁止されています。

労働時間

サプライヤーは、自社の従業員が労働時間や労働日数に関するすべての法令および義務化された業界標準を遵守して業務に従事することを徹底させる必要があります。法令及び義務化された業界標準との間に矛盾がある場合、サプライヤーは、国内法に従い、どちらか一方を優先して遵守しなければなりません。

補償

サプライヤーは、国および地方自治体の適用法令および法的拘束力のある包括的契約書（残業代その他割増金支払に関する取り決め、その他の社会保障関連の契約条件に関連するものを含む）を遵守した賃金および手当を自社の従業員に提供するものとします。

差別禁止

サプライヤーは、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、身体能力、国籍、その他の法的に禁止されている理由に基づく雇用や雇用慣行における差別を禁止する適用法に準拠した企業方針を実施するものとします。

IV. 安全衛生

職場環境

サプライヤーは、安全で健康的な労働/住宅環境を従業員に提供するものとします。サプライヤーは、最低でも、飲料水、適切な衛生設備、非常口、基本的な安全設備、救急医療へのアクセス、適切に点灯され設備の整った仕事場を提供しなければなりません。また、施設は適用される規範または条例の定める基準に従って建設および維持されていなければなりません。

製品の品質および安全性

サプライヤーが納品するすべての製品およびサービスは、法律上要請される品質および安全性の基準を満たしている必要があります。サプライヤーは、ガルデルマに対し、またはガルデルマの代理として業務を行う際、ガルデルマの品質要件を遵守する必要があります。

V. 動物福祉

サプライヤーは、法令上の要請および動物実験を行う委託業務範囲において、痛みやストレスを最小限とし、人道的かつ倫理的方法で動物を取り扱うことを確認するものとします。

試験における動物の使用は、業界/政府の規制を遵守し、使用する動物の数の削減、可能な限り動物以外のモデルおよび代替技術を使用する可能性を考慮した後にのみ行われるべきものとします。

VI. 機密保持

サプライヤーは、人、患者、医療従事者または従業員に関連する機密データを適切に使用し保護するための適切な措置を講じなければなりません。

ガルデルマから共有される機密情報は、機密保持を保証できる方法で処理しなければなりません。

VII. ガルデルマの代理

対第三者または対機関との関係において、サプライヤーがガルデルマの代理人に選ばれた場合、サプライヤーは、特に患者、医療従事者および当局との関係に関して、ガルデルマ倫理規定の意向および指針を尊重することとします。

VIII. 監査および供給契約の解約

ガルデルマは、サプライヤーが行動規範を遵守しているかを確認する権利を有します。ガルデルマが、行動規範の違反となる行為または状況に気づいた場合、同社は、是正措置を要求する権利を有します。また、ガルデルマは、行動規範を遵守しないサプライヤーとの契約を解約する権利を有します。

ガルデルマ サプライヤー行動規範 承認書

ご署名後、この書面を弊社担当者へご返送下さいますようお願いいたします。

日付：

会社名：

所在地：

当社は、ガルデルマのインターネットサイトに掲載されている（《<http://www.galderma.com/Corporate-Responsibility/Ethics-Values/Supplier-Code>》）サプライヤー行動規範を読了の上、理解いたしました。

ガルデルマのサプライヤーとして、当社は、行動規範に含まれる倫理規定、環境指針および条文を遵守することに明示的に合意いたします。

氏名：

役職：

署名：